

火薬類規制審査指針

(内容：令和7年4月1日現在)

平成29年4月 1日制定

平成30年3月30日改正

平成31年4月 1日改正

令和 2年4月 1日改正

令和 3年4月 1日改正

令和 4年4月 1日改正

令和 5年4月 1日改正

令和 6年4月 1日改正

令和 7年4月 1日改正

千葉県消防局

目 次

- 1 目的
- 2 用語
- 3 標準処理期間
- 4 千葉市手数料条例施行規則第2条について
- 5 千葉市煙火消費許可要領
- 6 煙火消費許可申請の手引
- 7 火薬類許可申請等の手引
- 8 千葉市建設用びょう打ち銃用空砲譲受消費許可申請等要領
- 9 火薬類事故処置マニュアル
- 10 参考資料
火薬類の譲渡、譲受及び消費に係る千葉県公安委員会への意見照会要綱

1 目的

この指針は、火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下「法」という。）、火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号。以下「令」という。）、火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号。以下「省令」という。）、千葉市火薬類取締法施行細則（平成29年千葉市規則第24号。以下「市規則」という。）に定める火薬類の規制を統一かつ合理的に行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

なお、法令等で定める技術上の基準のほか、「火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について（例示基準）」（令和3年3月1日 20210215保局第1号）を審査基準として運用する。

本指針の運用にあたり、以下の文献を参考とする。

- 1 「火薬類取締法令の解説」（日本火薬工業会資料編集部発行）
- 2 「煙火の消費保安基準」（公益社団法人 日本煙火協会発）
- 3 「あんな発破 こんな発破 発破事例集」（日本火薬工業会）

2 用語

この指針に用いる用語は、法、令、省令及び市規則において使用する用語の例による。

3 標準処理期間

許可申請等の各種申請の処理に要する期間は、当該申請の内容等により必ずしも一定ではないが、標準的な処理期間は、おおむね次の期間とする。

ただし、当該申請を千葉県公安委員会に意見照会する場合は、この限りでない。（参考資料参照）

次の各号に掲げる期間は、標準処理期間に算入しないものとする。

- 1 千葉市の休日を定める条例（平成元年3月22日 条例第1号）第1条に定める休日の日数
- 2 申請の不備その他の理由による補正及び審査のために必要な書類等の追加のために要する日数
- 3 検査を伴う申請については、申請日の翌日から検査日までの日数。

各種申請に対する標準処理期間

申請区分	標準処理期間	備考	申請区分	標準処理期間	備考
製造営業の許可	20日間	変更許可を含む	輸入の許可	7日間	
販売営業の許可	20日間		消費の許可	10日間	
火薬庫設置・移転	15日間	変更許可を含む	廃棄の許可	7日間	
火薬庫外火薬類の貯蔵指示	15日間		保安検査	15日間	製造施設・火薬庫
火薬庫所有等義務免除	10日間		保安教育計画の認可	20日間	消費者含む 変更の認可含む
完成検査	15日間	製造施設・火薬庫	危害予防規程の認可	20日間	変更認可を含む
譲渡又は譲受許可	7日間	再交付を含む			

※処理期間は、申請日の翌日から起算し、許可証等交付日までで算定する。

4 千葉市手数料条例施行規則第2条について

千葉市消防関係手数料条例施行規則（平成12年3月31日 規則第26号）第2条第2号中「特に必要があると認められるもの」とは、常用的、恒常的又は反復するものは含まないものとする。